

# 豆田町並み通信

発行者  
豆田町  
伝建保存会  
30年11月

## 第三十九回天領まつり 第十四回千年あかり点描

十一月九日より十一日に開催された、千年あかり、天領まつりは三日間で、昨年同様の十一万五千人の入込客があり、大いに賑わいました。

千年あかりの主会場となった花月の河川敷には、日田林工生の全面的支援を受け設置された八千本の竹灯籠が川面を照らし、多くの観光客が見入っていました。

又、今年で二回目となる弘前ねぶたも参加し、頑張る日田をアピールする「千年あかり」となりました。



今年も昭和学園書道パフォーマンスで始まった千年あかり



郡代着任行列の出発式で挨拶する原田市長。後方は郡代・奥方役の羽野夫妻



先哲慰霊祭で挨拶する  
豆田地区振興協議会の橋本会長

天領まつりでは、十日の先哲祭に続いて郡代着任行列も土曜日の午後より咸宜園往復で行われました。

## 豆田下町山鉾 復元新調記念祝賀会開催

十月二十八日(日)、豆田の紙音にて昨年八月より進められてきた、豆田下町の山鉾の復元新調工事が完了したのを記念して祝賀会が開催され、百名の関係者が出席しました。

最初に、波多野平豆田下町山鉾振興会会長は「平成元年に製作した山鉾は長年の使用のなか劣化が著しく、この度国・県・市の支援を受け、復元新調出来たことは感謝に堪えません。」「今後も祇園祭の継承・発展に努力する所存です」と挨拶されました。

その後、山鉾製作に功績のあった五社に感謝状の贈呈式があり、県・市・山鉾関係者による鏡開きが行われました。



漆工事に功績のあった相澤漆芸工房の相澤秀一氏に感謝状を贈呈する波多野会長

## 第三十六回 丸の内町大運動会開催

去る十月二十八日(日)、丸の内スポーツ広場にて、丸の内町恒例の「大運動会」が開催されました。

この日は町内の老若男女一〇〇名が参加し、個人参加の競技と隣保班を四ブロックに分けての対抗戦競技が行われました。

ちびっこの徒競走や運命競争、六〇歳以上によるグラウンドゴルフリレーなどの競技が行われ、最後には豪華景品が当たる「お楽しみ抽選会」も行われ、秋の一日気持ちの良い汗を流しました。

なお、日掛、鉄砲場、大超寺、京塔の四ブロック対抗戦では大超寺ブロックが優勝しました。



徒競走で懸命に走るちびっこたち

# 月隈神社秋祭りの開催!

去る十月二十八日(日)、月隈神社の秋祭りが丸山公民館に於いて行われました。本来は五穀豊穡を願って、永山城址の中腹にある神社で行われていましたが、平成二十八年四月の熊本大震災の影響で城址石垣が崩落し、現在神社へは立入禁止になっており、公民館で神事を行っています。石垣の復旧は年度末に成りそうので、破壊された鳥居や石灯笼の復元工事はその後を予定しています。



丸山公民館にて神事を行い、玉串を奉納する。

月隈神社入口の鳥居のしめ縄を張り替える地元の皆さん



# 作文コンクール! 受賞者決定!

豆田地区振興協議会が主催する「咸宜園教育遺産世界遺産登録推進小学生作文コンクール」に百三十五点の応募があり、最優秀賞一点、優秀賞四点、努力賞十点が選考されました。受賞者全員は十一月十日(土)の「先哲祭」のなかで表彰されました。

受賞者は以下の通り

- 最優秀賞 廣瀬 桃芭 (咸宜小)  
 優秀賞 後藤 玲奈 (桂林小)  
 山下 紗雪 (桂林小)  
 相馬 華歩 (桂林小)  
 畑中 菜那 (咸宜小)  
 努力賞 井上明香 (桂林小) 梶原瑞希 (〃) 梶原里央奈 (〃) 伊藤悠果 (咸宜小) 池上歩花 (〃) 萩原埜愛 (〃) 伊藤透羽 (〃) 崔本真聖 (〃) 高嶋七夏 (〃) 菱川珠季 (〃)



丸山町公民館で行われた「表彰式」で受賞者の皆さん

# 廣瀬資料館三年間休館

昭和五十九年に開館し、豆田観光のシンボリック的存在であった「廣瀬資料館」が、本年十二月より約三年間休館する事となりました。

今回の休館は廣瀬資料館のなかで北家本宅の劣化が著しく、修理・修復工事を行う事となり、その工事期間の安全を確保する為の措置によるものです。

資料館の中島龍磨館長は「地域の皆さんや遠方より資料館へ来る事を楽しみにしている皆さんには大変申し訳なく思っています。修理・修復工事の際に、安全面等を考えた場合、休館する事を断腸の思いで決断致しました。リニューアル後は資料館の更なる充実を図り、皆様方をお迎えしたいと思っています。どうぞご理解致します。」と話してくれました。



休館に対するご理解を訴える中島館長

# 市からのお知らせ

伝建制度の手続きについて  
 伝建地区内で建物や工作物、樹木などの外観を変更するときには、事前に市への許可申請が必要です。許可にあたっては基準を満たす必要がありますので、まずは計画段階で一度文化財保護課までご相談ください(維持管理行為や災害時の応急処置等については手続き不要です)。

## 許可が必要な行為

- ・新築、増築、改築、移転又は除去
- ・修繕、模様替え、色彩の変更により外観を変更するもの
- ・土地の形質の変更
- ・木竹の伐採 ・土石の採取 等

## 許可を必要としない行為

- ・外観の変更を伴わない内部改装
- ・非常災害時の緊急措置
- ・水道管等地下に設ける工作物
- ・木竹等の剪定 等

【問合せ】市文化財保護課町並み保存係  
 TEL 24・7171

## お知らせ

世界遺産登録推進後援会  
 日時 十一月二十日(火曜)  
 午後七時  
 場所 パトリア小ホール  
 講師 小坪のり子氏(弘道館)